

○電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表 （下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>4 その他</p> <p>(10) 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局</p> <p>5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の審査は、次の要領により行う。</p> <p>ア (10) において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>[(ア) ~ (エ) 略]</p> <p><u>(オ) 「監視制御信号」とは、陸上移動局又は携帯局が送信する電波を自動的に選択させる信号であって、特殊なキャリア、変調等を使用しないものをいう。</u></p> <p>イ 通信の相手方</p> <p>(ア) 基地局</p> <p>免許人所属の陸上移動中継局及び陸上移動局であること。</p> <p>(イ) 陸上移動中継局</p> <p>免許人所属の基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局であること。</p>	<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 [同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>(10) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>[(ア) ~ (エ) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) [同左]</p> <p>免許人所属の陸上移動中継局及び陸上移動局 <u>(免許を要しない陸上移動局と通信を行うものにあつては陸上移動中継局及び免許を要しない陸上移動局、不要発射等の電力（設備規則第 49 条の 21 第 1 項第 11 号に規定する等価等方輻射電力をいう。以下この (10) において同じ。）の上限値が 0.2 μ W 以下の陸上移動局（免許を要しないものを除く。）と通信を行うものにあつては陸上移動中継局及び不要発射等の電力の上限値が 0.2 μ W 以下の陸上移動局)</u> であること。</p> <p>(イ) [同左]</p> <p>免許人所属の基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局 <u>(免許を要しない陸上移動局と通信を行うものにあつては基地局、陸上移動中継局及び免許を要しない陸上移動局、不要発射等の電力の上限値が 0.2 μ W 以下の</u></p>

[(ウ) 略]

(エ) 携帯基地局

免許人所属の携帯局であること。

(オ) 携帯局

A 携帯基地局の電波を中継する機能を有するもの

免許人所属の携帯基地局及び携帯局であること。

B 監視制御信号を伝送する機能を有するもの

免許人所属の携帯局であること。

C A及びB以外のもの

免許人所属の携帯基地局及び携帯局（携帯基地局の電波を中継する機能を有するもの又は監視制御信号を伝送する機能を有するものに限る。）であること。

[ウ・エ 略]

オ 周波数

陸上移動局（免許を要しないものを除く。）と通信を行うものにあつては基地局、陸上移動中継局及び不要発射等の電力の上限値が0.2μW以下の陸上移動局）であること。

[(ウ) 同左]

(エ) [同左]

免許人所属の携帯局（携帯基地局の電波を中継する機能を有する携帯局を含む。）（免許を要しない携帯局と通信を行うものにあつては当該通信を中継する携帯局及び免許を要しない携帯局、不要発射等の電力の上限値が0.2μW以下の携帯局（免許を要しないものを除く。）と通信を行うものにあつては当該通信を中継する携帯局及び不要発射等の電力の上限値が0.2μW以下の携帯局）であること。

(オ) [同左]

A [同左]

免許人所属の携帯局（携帯基地局の電波を中継する機能を有する携帯局を含む。）（免許を要しない携帯局と通信を行うものにあつては当該通信を中継する携帯局及び免許を要しない携帯局、不要発射等の電力の上限値が0.2μW以下の携帯局（免許を要しないものを除く。）と通信を行うものにあつては当該通信を中継する携帯局及び不要発射等の電力の上限値が0.2μW以下の携帯局）であること。

[新設]

B A以外のもの

免許人所属の携帯基地局及び携帯基地局の電波を中継する機能を有する携帯局であること。

[ウ・エ 同左]

オ [同左]

周波数は、次のとおりとする。

[(ア) 略]

(イ) 20MHzシステム

4920MHz、4940MHz、4960MHz 又は4980MHz

(ウ) 10MHzシステム

4915MHz、4920MHz、4925MHz、4935MHz、4940MHz 又は4945MHz

(エ) 5MHzシステム

4912.5MHz、4917.5MHz、4922.5MHz、4927.5MHz、4932.5MHz、
4937.5MHz、4942.5MHz 又は4947.5MHz

カ 監視制御機能

(ア) 基地局又は携帯基地局

陸上移動中継局及び陸上移動局並びに 携帯局（監視制御信号を伝送する機能を有するものを除く。） に監視制御信号を伝送する機能を有すること。

[(イ)・(ウ) 略]

(エ) 監視制御信号を伝送する機能を有する携帯局

携帯局（監視制御信号を伝送する機能を有するものを除く。）に監視制御信号を伝送する機能を有すること。

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(11) 5GHz帯無線アクセスシステムの特定無線局

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) [同左]

4920MHz、4940MHz、4960MHz、4980MHz、5040MHz、5060MHz
又は5080MHz

(ウ) [同左]

4915MHz、4920MHz、4925MHz、4935MHz、4940MHz、4945MHz、
5035MHz、5040MHz、5045MHz 又は5055MHz

(エ) [同左]

4912.5MHz、4917.5MHz、4922.5MHz、4927.5MHz、4932.5MHz、
4937.5MHz、4942.5MHz、4947.5MHz、5032.5MHz、5037.5MHz、
5042.5MHz、5047.5MHz、5052.5MHz 又は5057.5MHz

カ [同左]

(ア) [同左]

陸上移動中継局及び陸上移動局並びに 携帯基地局の電波を中継する機能を有する携帯局及び携帯局 に監視制御信号 （陸上移動局又は携帯局が送信する電波を自動的に選択させる信号であって、特殊なキャリア、変調等を使用しないもの。以下この（10）において同じ。） を伝送する機能を有すること。

[(イ)・(ウ) 同左]

[新設]

第4 [同左]

1 [同左]

(11) [同左]

電気通信事業者が開設する5GHz帯無線アクセスシステムの特定期間無線局の審査は、第2の4（10）に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア・イ 略]

ウ 工事設計

（ア） 無線設備の規格

設備規則第49条の21第1項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第2号（15）に掲げる規格であること。

[(イ)・(ウ) 略]

第5 放送関係

1 放送事業用

(8) 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び5GHz帯無線アクセスシステムの無線局

審査は次の基準によるほか、別紙2第2の4（9）及び（10）の基準により行う。

[ア 略]

イ 別紙2第2の4（9）の規定の適用を受ける無線局の設置場所又は移動範囲は、免許人自らの施設の構内又は敷地内であること。ただし、30日以下の期間に限定して開設するものについてはこの限りではない。なお、この場合であっても陸上移動局の移動範囲は当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。

[同左]

[ア・イ 同左]

ウ [同左]

（ア） [同左]

設備規則第49条の21第1項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第2号（13）に掲げる規格であること。

[(イ)・(ウ) 同左]

第5 [同左]

1 [同左]

(8) [同左]

審査は次の基準によるほか、別紙2第2の4（8）及び（9）の基準により行う。

[ア 同左]

イ 別紙2第2の4（8）の規定の適用を受ける無線局の設置場所又は移動範囲は、免許人自らの施設の構内又は敷地内であること。ただし、30日以下の期間に限定して開設するものについてはこの限りではない。なお、この場合であっても陸上移動局の移動範囲は当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。